

## 高岡市の文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の方法

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）における文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第 1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2 に規定するもの）の閲覧。
- 2 当該文書又は図画を複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、当該文書若しくは図画がこれを超える大きさのものであるときは、当該文書若しくは図画を複写機により数枚に分けて複写したものの交付。
- 3 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付。

第 2 第 1 に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、実施機関が定める方法により開示を行う。